

【重要なお知らせ】

教職課程における関連法規の改正について

「教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令」が平成 29（2017）年 11 月 17 日に公布され、平成 31（2019）年 4 月 1 日から施行されます。

これに伴い、今年度以降免許状授与の所要資格を得ないで卒業した場合、（例えば必要な単位を落としてしまって次年度科目等履修生になって継続して教職課程を履修する場合など）改正法の適用となります。単位修得に際しては、このことについて充分留意して今後の履修を進めてください。

【改正法が適用される場合の一種免許状取得に関する履修上の大きな変更点は次のとおりです】

○科目区分の変更に伴う新しい授業科目の開設

→「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」に関する科目（1 単位以上）及び「総合的な学習の時間の指導法」に関する科目（1 単位以上）の修得が必要となります。

○「各教科の指導法」の必修修得単位数の変更

→中学校一種免許状は 8 単位、高等学校一種免許状は 4 単位の修得が必要となります。

※今回の法改正に伴う経過措置について、文部科学省から新たな方針等が通知された場合は、改めて掲示等により周知します。

※単位修得に関して、不明な点がある場合には、必ず事前に資格課程事務室に相談してください。

以 上